



家族介護慰労金を支給

町内在住で、次の要件のすべてに該当する方へ、申請により慰労金を支給します。

要件

- 要介護4、要介護5に該当、または相当する高齢者を介護している家族
 - 要介護者および介護者の世帯全員の町民税が非課税であること
 - 過去1年間、介護保険のサービスを利用していないこと（年間7日以下のショートステイは除きます）
 - 要介護者が過去1年間に90日以上入院をしていないこと
- ※申請される前にお問い合わせください。

問合せ 高齢者福祉課

☎557-0609

相談窓口

▼福祉課 ☎557-7620

▼東京都西多摩福祉事務所(保護係) ☎0428(22) 1165

認可外保育所利用者

補助金対象者の皆様へ

認可外保育所(認証保育所、保育室)の利用者で、次の要件に該当する方へ、保育料の一部を補助します。

詳しくはお問い合わせください。

要件

- 町内在住であること
- お子様が認証保育所または保育室に入所して、保育料を納めていること
- 町から補助を受けている施設に限ります。
- 保護者が仕事や病気等で家庭での保育ができない理由があること
- 補助金申請時に税金等の滞納がないこと
- 認可保育園よりも高い保育料を納めていること

提出期限 3月19日(金)

申請方法 申請書に必要書類を添付し福祉課児童係へ提出してください。

※申請書は福祉課で配布しています。問合せ 福祉課 ☎557-7624

DV(ドメスティック)相談受付

福祉課 ☎557-5299

子どもの虐待相談受付

ひばり ☎568-0051

高齢者の虐待相談受付

高齢者福祉課 ☎557-0609

介護保険料の納め忘れは
ありませんか

介護保険は、公費と40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源に運営しています。いすれ介護が必要になった時、誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料は必ず納めましょう。

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような制限が課されます。

【1年間保険料を滞納した場合(支払方法の変更)】

介護サービスを利用した時、いったん利用料の全額を自己負担し、後で9割相当分を町から払い戻しを受ける「償還払い」に、支払方法が変更になります。

【1年6カ月間保険料を滞納した場合(保険給付の一時差し止め)】

償還払いになる給付額(9割)の一

社会福祉協議会

☎557-0159

歳末たすけあい運動募金
総額 230万8788円



昨年12月に実施した「歳末たすけあい運動」では、皆様からの温かいご協力により、多くの募金が集まりました。

この募金は町内の地域福祉活動費として有効に活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。

高齢者福祉センター寿楽

☎556-1120

瑞穂いきいき元気教室

病気や老化、メタボリック症候群などを予防するには、元気なうちから意識して体を動かすことが大切です。いつまでもいきいきと元気な生活を送るために日ごろからの運動を心掛けましょう。

この教室では体の体操をはじめ、脳トレ、栄養講座を行います。どなたでもご参加ください。

福祉ワーク就職フェア
in 立川

福祉の仕事に興味と関心をお持ちの方、就職活動を行っている方、ぜひご参加ください。

参加費無料。予約不要です。

日程 3月11日(木)
場所 立川グランドホテル
カルログランデ

【福祉の仕事就職面接会】

時間 午後1時～4時
対象 社会人と平成22年3月卒業見込みの学生(履歴書を複数用意してご参加ください)

【福祉業界セミナー】

時間 午前11時から
※詳しくは、お問い合わせください。
問合せ ハローワーク八王子
ハートフルワークコーナー ☎648-8612

部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合があります。

【2年以上保険料を滞納した場合利用者負担割合の引き上げ、高額介護サービス費の支給停止】

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなったりします。

問合せ 高齢者福祉課

☎557-0609

生活保護について

失業や病気、けがなどさまざまな事情で生活に困っている世帯に、国が援

助することで、世帯の自立を手助けする制度です。

生活保護を受ける場合は、世帯全員の収入と国が定めた最低生活の基準とを比較して決まります。

また、次のことを優先して行っていない、それでも生活ができない場合に、その困っている程度に応じて保護費が支給されます。

- ①働ける健康状態であれば、働くこと
- ②土地や家、預貯金、車、生命保険などの資産を換金して生活費に充てること
- ③親、子、兄弟などから、できる限りの援助を求めること
- ④年金や手当で、貸し付けなど、他制度の手續きをする

※町は、保護の相談を受け、申請書を西多摩福祉事務所に取り次ぎます。西多摩福祉事務所では、ケースワーカーが直接詳しい相談、申請を受け付けます。

障がい者スポーツ
レクリエーション教室

日時 3月28日(日)
午後1時30分～3時30分
(午後1時受付開始)

場所 中央体育館

対象 町内在住の障がいをお持ちの方とそのご家族やヘルパー

※手話通訳がつかます。

定員 30名(定員を超えた場合は抽選)

費用 無料

持ち物 体育館履き

※車いすをご利用の方は、車輪をふくぞうきんを持参してください。

申込み

所定の申込書にご記入の上、3月1日(月)から20日(土)の午前9時から午後5時までに、心身障害者(児)福祉センターあゆみへ郵送(3月20日必着)、またはファクスをお送りいただくか、ご持参(日曜日は除きます)ください。

※申込書はあゆみ、社会福祉協議会事務局で配布、または社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 心身障害者(児)福祉センター

あゆみ

〒190-1211

瑞穂町大字石畑2-193番地

☎556-6655

FAX 557-4141



▲前回の栄養講座

子ども家庭支援センターひばり

石畑 1972 番地 ☎ 568—0051

3月

休館日

○毎週日・月曜日

開館時間 午前9時～午後5時

ファミリー・サポート・センターは、育児のサポートをしてほしい方（依頼会員）と、サポートしたい方（提供会員）が助け合う会員組織です。

随時、会員を募集しています。詳しくはお問い合わせください。



依頼会員がファミリー・サポート・センターを利用したい内容ベスト3

- 1 子どもの習い事などの送迎
- 2 保育園のお迎えとその後の一時預かり
- 3 学童保育クラブのお迎えとその後の一時預かり

問合せ ファミリー・サポート・センター
☎ 557—4138

★おはなし、はじまるよ！

「ゼロ歳」から参加できるおはなし会です。

日時 3月9日(火) 午前11時から

内容 絵本、紙芝居 ほか

★ひばりサロン ～テーマ ストレス解消～

子どもと関わる中で、何が大変で、何がストレスの原因になっていませんか。そして、どんな気分転換をしていますか。みんなで話し合ってみませんか。



日時 3月12日(金) 午前10時30分～11時30分

★親子で遊ぼう

日時 3月26日(金) 午前10時30分～11時

内容 室内遊び

事業に参加される方は、当日、ひばりへお越しください。

乳幼児ショートステイをご利用ください

保護者が仕事、病気、冠婚葬祭、育児疲れなどの理由で一時的に養育ができない場合、お子さんをお預かりします。

対象年齢 生後3カ月から小学校就学前の乳幼児

利用料（1人当たりの金額）

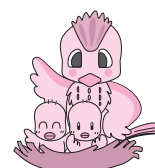
▶日中保育…利用時間が11時間未満は3,000円
利用時間が11時間以上は4,000円

▶宿泊保育 4,000円（翌朝8時まで）

※1回の利用につき7日以内とします。

保育する施設 社会福祉法人 東京恵明学園
（青梅市友田町2-714-1）
☎ 0428（23）0241

申込み 印鑑と保険証をご持参の上、子ども家庭支援センターひばりまたは福祉課児童係へ



子育てひろば



◆対象
入園前の乳幼児とその保護者

名称	内容	日時	場所・問合せ
みんなのひろば	ひなまつり会	3月2日(火) 午前10時から	石畑保育園 ☎ 557—2780
ふれあいクラブ	みんなで遊ぼう(身体測定をします)	3月8日(月) 午前10時から	東松原保育園 ☎ 557—0140
なかよしクラブ	元気に遊ぼう	3月15日(月) 午前10時から	みずほひびり保育園 ☎ 556—2652
むさしのひろば	誕生会に参加しよう	3月25日(木) 午前10時から	むさしの保育園 ☎ 554—1284
	園庭開放(要予約)	毎週水曜日	午前9時30分～11時30分
	看護師による病気やけがのワンポイント対処法(要予約)	毎週水曜日	午前10時～10時10分

◆駐車場がありませんので、徒歩または自転車でお越しください。

高齢者のみ世帯・障がい者世帯の方へ

住宅用火災警報器
設置費補助事業

申請期限 平成22年3月31日までです

住宅用火災警報器の購入費用、または取り付け費用を補助します。

●内容 住宅用火災警報器の購入費用または取り付け費用のうち、7,000円を上限に1世帯1回限り補助します。また、購入費用等が7,000円に満たない場合はその費用を補助します。

●対象期間 平成21年4月から平成22年3月の間に購入または取り付けを行った費用

●対象世帯 市町村民税が非課税の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②生活保護世帯
- ③身体障害者1級または2級の交付を受けている方がいる世帯
- ④東京都愛の手帳1度または2度の交付を受けている方がいる世帯
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑥中国残留邦人支援給付を受けている世帯

●対象住宅

- ①借家でないこと
- ②平成16年10月1日以降に新築または改築した住宅でないこと
- ③スプリンクラーの設備または自動火災報知器設備を備えた住宅でないこと
- ④住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置された住宅でないこと

●手続きに必要なもの

- ①印鑑
- ②障害者手帳（障がい者世帯の方のみ）
- ③領収書の原本（警報器の購入または取り付け費用を支払ったもの）
- ④補助金の振込先が分かるもの（預金通帳等）

下水道使用料助成事業

下水道使用料の基本料金相当額を助成します。

●内容 1世帯当たり月530円を助成します。原則、申請のあった月の分から9月（4月～9月分）、3月（10月～3月分）に所定の金融機関に振り込みます。なお、助成開始は平成21年4月分の使用料からです。
また、平成22年3月末までに申請された場合のみ、平成21年4月までさかのぼって助成します。

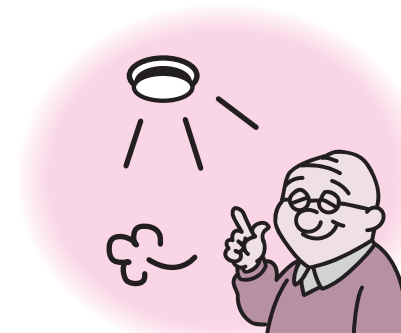
●対象世帯 市町村民税が非課税の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

※ただし、瑞穂町下水道条例第23条の規定により、使用料の減免を受けている世帯は対象外です。

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者1級または2級の交付を受けている方がいる世帯
- ③東京都愛の手帳1度または2度の交付を受けている方がいる世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑤中国残留邦人支援給付を受けている世帯

●手続きに必要なもの

- ①印鑑
- ②障害者手帳（障がい者世帯の方のみ）
- ③直近の水道・下水道料金の領収書または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」
- ④助成金の振込先が分かるもの（預金通帳等）



問合せ ▶高齢者のみ世帯 高齢者福祉課 ☎ 557—7623 ▶障がい者等世帯 福祉課 ☎ 557—0574